

婚外子差別に No! 電話相談・2016



042-527-7870

4月7日 5月5日

6月2日 7月7日

8月4日 9月29日

10月6日 11月3日

12月1日

いずれも木曜日

午後2時～8時

2013年12月に民法の婚外子相続差別規定が廃止されましたが、出生届や戸籍の続柄差別記載などの婚外子差別法制度は維持されています。

国連女性差別撤廃委員会は、「婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するようにすること」との日本に対する勧告を、3月7日公表しました。

地方議会からも婚外子差別撤廃の陳情が国に出されています。

これからも婚外子差別撤廃に向け頑張ります。

「婚外子差別にNo! 電話相談」に取り組んで丸4年になります。わからないことや日々の思いなど、気軽にお電話ください!! お待ちしております。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせてください!

事実婚をするには、どうしたらいいの?

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。



子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→窓口で変更と言われても、変更しないで大丈夫です。

戸籍の続き柄を変更したのに、前の記載が残っていて、いや!
→前の記載を消せます。

2004年11月の出生届から、戸籍の続き柄は全員、長女・長男になりました。それ以前に記載されている婚外子の戸籍の続き柄は、女・男から長女・長男に直せます。

主 催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め27年間運動してきた市民グループです。